

令和2年

第1回1月定例教育委員会議事録

令和2年1月30日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和2年1月30日
○開会時間 午前10時00分
○閉会時間 午前10時40分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 委員会室3
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和元年第13回議事録の署名委員 高野 英機 委員
今回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
 - (2) 議事 (全て可決)
第1号 大野城市教育サポートセンター設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について
第2号 大野城市教育委員会事務決裁規程及び大野城市立学校等に勤務する嘱託職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について
第3号 学校運営協議会委員の解任について
 - (3) 教育長報告 なし
 - (4) 報告 なし
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告 (令和元年12月～令和2年1月分)
 - ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (2月分)
- 4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春
松本 民仁 高野 英機
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長 神崎 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 藤岡 良栄
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策・支援担当 藤岡 良栄

午前10時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより令和2年1月定例教育委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、風邪の話題も出しておられました。いかがお過ごしでしょうか。今日、報道番組においては、武漢市の周辺の都市が自分の町に入ってくる武漢市からの方を追い出していると報道がありました。しかも、中国古来の、大きな刀のようなもので強硬に追い出したり、中国の正月だということでお年寄りが挨拶に来たときも、その刀のようなものでたたいて追い返すというような場面がありました。

一方、日本の大型のドラッグストアでは、「中国の人頑張れ」「応援します」ということで、中国の方を応援する趣旨のお知らせを店頭で飾っているという報道もありました。中国の方はそれを見て大変、粹に感じて感謝の意を示しておられましたが、一方で、先ほど申しましたように、自国内では自国民の人たちを強硬手段で追い返すようなこともしていて、私たちの一番大切な人間としてのアイデンティティはどこにどのように保障されてるのかと思います。子どもたちに教えてるのは、「違い」ではなく人としてのアイデンティティ、例えば成績は違っても、僕たち頑張ったよね、お互いにその頑張りのよさを認め合おうね、肌の色が違っても、考え方が違っても、人として大切にすることは同じだよねというアイデンティティでお互いに結びつき合おうということを道徳でも教えています。そのことに逆行するような場面が出て、どのように指導していったらいいのかなということを感じた場面が今日、朝ありました。

私自身も、ドラッグストアの店頭で中国の方たちの窮状を見兼ねて応援しているポスター等を見て、そんなふうにならなきゃいけないな、むしろ国交はこういったところから正常化されていくんだなということ強く感じて見入った次第です。

やっぱり、義務教育の根底は、人として誠実さや努力、意欲、正直など、どの国でも一様に共通に認めている人としてのアイデンティティをしっかりと一人一人の子どもが見つけて、そこに戻って人と人とのあり方を考えていくようにすることが大切なんだなと思って感じた場面がありました。そのように大野城市の道徳の時間、あるいは道徳教育は、一生懸命やっておりますので、どうぞご声援いただければと思います。

〔会議録承認〕

議事録の承認に入らせていただきます。前回の12月定例会にて高野委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

どうぞお願いします。

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会において高木委員さんをお願いします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

よろしくをお願いいたします。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

〔第1号議案 大野城市教育サポートセンター設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第1号議案、大野城市教育サポートセンター設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について説明をお願いいたします。

梶室長、お願いいたします。

○梶指導室長

それでは、第1号議案、大野城市教育サポートセンター設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について説明をいたします。

1ページをごらんください。

これは、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うほか、

所要の改正を行うものでございます。

理由といたしましては、地方公共団体において、教育・子育てなど増大し、多様化する行政事業に対応するため、また、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用上の課題や職務上の課題を整理するために、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日付で施行されることに伴うものです。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

2ページをごらんください。

一文のみ説明をさせていただきます。

まず、第1条ですが、左側、改正前の文章で「嘱託職員など」となっているところを右側、改正後「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」と置きかえております。

次に、第2条ですが、2項で「臨時職員」となっているところを「地方公務員法」以下、先ほどと同じ表現に置きかえております。

さらに、第3項「介助員の任用期間は大野城市立小中学校管理規則（昭和32年教委規則第14号）第3条第1項第1号から第4号までに規定する期間を除くものとする。ただし、同条第3項の規定により休業日の期間を変更する場合は当該変更後の期間を除くものとする」は削除しております。これは、これまでは、職員の任用を学期ごとに任用するという仕組みになっていたためです。

続いて第5条ですが、これまでの任用期間等に関する内容を削除し、解雇条件のみに変更しております。これは、先ほどと同じ任用期間が変わってくることに伴うものです。

概要を説明いたしました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

はい。説明が終わりました。

日ごろなじみのない用語が出てまいりましたので、お尋ねがありましたらどうぞお願いいたします。日ごろ接していただく職員等の多くは、こういう対象となりますので、どうぞ。

はい、高木委員どうぞ。お願いいたします。

○高木委員

改正後の、会計年度任用職員というのはどういうことなんですかね。大体わかるんですけど、きちんとわかろうと思ひまして。

○橋元教育政策課長

次の第2号議案にも関連する内容になりますので、私のほうから説明いたします。

○吉富教育長

はい。橋元課長のほうからどうぞお願いいたします。

○橋元教育政策課長

まず、職員の任用の仕方というのが、以前であれば、私のような正規職員のほかに、例えば保育士や保健師など専門の職種の資格を持って任用されている方で嘱託職員という方と、あと臨時的な任用、季節の任用、業務の繁忙期にお出でいただく方で臨時職員という任用の仕方がございました。しかし、今、国からも、同一労働同一賃金ということで、同じような仕事をする方には同じような賃金を支払いなさいといわれるようになりました。また、以前でしたら年度末に集中するような業務が多く、その繁忙期だけ臨時職員を任用していました。しかし今、実際には繁忙期の境がボーダレスになってまいりました。そういった理由で、国から年度ごとに任用を決めていきなさいということで、今度から会計年度任用職員という制度ができます。以前に嘱託さん、臨時さんということで任用していた方が全て会計年度任用職員ということになります。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ほかに関連してございませんか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、またいろいろな場面でこういう会計年度任用職員の方のお立場に触れられることもありますが、何かありましたらその都度お尋ねください。

それでは、採決に入らせていただきます。

第1号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第1号議案は承認すべきものと決めます。

続けていきます。

〔第2号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程及び大野城市立学校等に勤務する嘱託職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について〕

○吉富教育長

第2号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程及び大野城市立学校等に勤務する嘱託職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、別紙にしておりますが、第2号議案の大野城市教育委員会事務決裁規程及び大野城市立学校等に勤務する嘱託職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程についてという部分についてご説明をさせていただきます。

理由としましては、法律の名称を書いておりますが、長い名称になりますので割愛をさせていただいて、別紙以降で内容についてご説明をさせていただきたいと思いません。

1枚めくっていただいて、A4の横になっている対照表をごらんください。

まず、先ほど少しご説明させていただきましたが、以前であれば嘱託職員・臨時職員という名称で任用していた方々を全て会計年度任用職員ということで任用することになっております。それに伴って一つ大きく変わってきたのが、以前は嘱託職員や臨時職員は賃金という名称で給料をお支払いしていたんですが、先ほど申し上げた国の進める同一労働同一賃金等との兼ね合いで、今後は会計年度任用職員の方々には私ども正規職員と同様、給料という名称で支払うということになっております。それに伴って、左の表のところの黒文字で書いている7の「賃金」という項目がなくなるということになりますので、「賃金」という名称を外して、それ以降の、例えば8の報償費であったら、それを7にするとといった形で節の数字を繰り上げていってるという内容になっております。

続きまして、別紙第3の第5条関係と書いてある部分で、教育委員会の仕事ということですが、先ほど申しましたように、以前はそれぞれの職場で嘱託職員や臨時職員の面接を行っていたり、任用の事務は教育委員会で独立しておこなっていたりしていたんですが、会計年度任用職員となると、総務課で集約しておこなうことになりました。よって、採用試験の文言などが事務の所掌から外れております。

続きまして、第2条ということで書いております、嘱託職員等の自動車の公務使用に関する規程の一部改正の部分をご説明させていただきます。

まず題名ですが、嘱託職員という名称がなくなりましたので、嘱託職員という名称を会計年度任用職員に変更いたしました。それ以降の説明につきましては、先ほど第1号議案と重複するように、嘱託職員としていた部分を主に会計年度任用職員の文言を整理させていただいて、それに準じる法律を当てはめていけるということになっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

はい。説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご確認・ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第2号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第2号議案は承認すべきものと決めます。

続けます。

〔第3号議案 学校運営協議会委員の解任について〕

○吉富教育長

第3号議案、学校運営協議会委員の解任について説明をお願いいたします。

梶室長、お願いいたします。

○梶指導室長

それでは、第3号議案、学校運営協議会委員の解任について説明をいたします。

資料の5ページをごらんください。

大野城市学校運営協議会規則第17条の規定に基づき、学校運営協議会委員を解任するものでございます。

6ページ、7ページをごらんください。

大野東小学校及び月の浦小学校の学校運営協議会におきまして、第2号委員としてご就任いただいております主任児童委員が11月に改選され、退任したことに伴うものです。

この後の学校運営協議会が各校とも1回ずつしか残っておりません。また、新たに就任した委員の手續等にもかなりの時間を要しますので、それぞれの委員、学校とも了解の上で、あと1回残っております会議につきましては、欠員という形で進めていきたいということで報告を受けております。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

はい。第3号議案につきまして、説明が終わりました。ご質問がありませんか。
よろしいですね。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。
第3号議案について承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第3号議案は承認すべきものと決めます。
ありがとうございました。

[教育長報告]

○吉富教育長

進めさせていただきます。第4番、教育長報告でございます。今月は報告すべき事項はありません。

[報 告]

○吉富教育長

5番、報告です。こちらもございません。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（令和元年12月～令和2年1月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（2月分）

○吉富教育長

以上をもちまして1月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時40分 閉会